

第85号議案

令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「653,148千円」を「653,116千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「11,351千円」を「11,319千円」に改める。）

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的支出	1,200,598千円	△20,233千円	1,180,365千円
第1項 企業債	679,500千円	△10,100千円	669,400千円
第2項 国県補助金	30,458千円	△10,133千円	20,325千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,853,746千円	△20,265千円	1,833,481千円
第1項 建設改良費	173,613千円	△20,265千円	153,348千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
山田千本屋雨水幹線整備事業補償費	令和6年度から 令和8年度まで	20,265

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	90,800	証書借入	年利3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	578,600			

令和5年5月30日提出

宍粟市長 福元晶三

令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）実施計画

1. 資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的收入			1,200,598	△ 20,233	1,180,365
	1. 企業債		679,500	△ 10,100	669,400
		1. 建設改良等企業債	100,900	△ 10,100	90,800
	2. 国県補助金		30,458	△ 10,133	20,325
		1. 国庫補助金	20,958	△ 10,133	10,825

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			1,853,746	△ 20,265	1,833,481
	1. 建設改良費		173,613	△ 20,265	153,348
		1. 下水道施設工事費	173,612	△ 20,265	153,347

令和5年度 宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正額	合計	節		説明
					区 分	金 額	
1.資本的收入		1,200,598	△ 20,233	1,180,365			
1.企業債		679,500	△ 10,100	669,400			
	1.建設改良等企業債	100,900	△ 10,100	90,800	1.建設改良等企業債	△ 10,100	建設改良等企業債 △ 10,100
2.国県補助金		30,458	△ 10,133	20,325			
	1.国庫補助金	20,958	△ 10,133	10,825	1.国庫補助金	△ 10,133	国庫補助金 △ 10,133
1.資本の支出		1,853,746	△ 20,265	1,833,481			
1.建設改良費		173,613	△ 20,265	153,348			
	1.下水道施設工事費	173,612	△ 20,265	153,347	27.補償費	△ 20,265	補償費 △ 20,265